

(案)

第 31 回原子力委員会
資料第 1 - 1 号

1 1 原委第 1 9 号
平成 1 1 年 5 月 2 5 日

内閣総理大臣 殿

原子力委員会委員長

核燃料サイクル開発機構人形峠環境技術センターにおける
核燃料物質の加工の事業の変更の許可について（答申）

平成 1 1 年 2 月 1 6 日付け 1 0 安（核規）第 8 9 2 号をもって諮問のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 1 6 条第 3 項において準用する同法第 1 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準の適用については妥当なものと認める。